

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 294 号）

規制の名称：太陽光発電設備等及び津波避難施設に係る占用許可の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：道路局路政課

評価実施時期：平成 31 年 3 月 29 日

1 事前評価時の想定との比較

① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

（1）太陽光発電設備等について

事前評価時点では、太陽光を始めとした再生可能エネルギーについて、第 3 次エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）において、政府としてその導入促進を図ることが明記されたこと及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立・施行が予定されていたという状況の中、民間事業者から道路区域内に太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置したいとの要望が寄せられていたところ。しかしながら、当時においては、道路の占用許可対象物件として太陽光発電設備等が位置付けられていなかった。そのため、道路の構造及び交通に支障が生じない範囲内で、太陽光発電設備等を道路区域内にも設置することが可能となるよう、太陽光発電設備等を占用許可物件へ追加するために、占用許可対象物件を定めている規制を緩和することが必要とされていた。

事前評価後、第 5 次エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月閣議決定）においても、2030 年のエネルギーミックスについて、再生可能エネルギーは主電源化を目指すとしており、上記の課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

（2）津波避難施設について

事前評価時点では、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受け、津波による浸水が想定される地域において、津波による被害を防止するため、津波避難施設の指定・設置が必要となっていた中、地方公共団体等から道路区域内に津波避難施設を設置したいとの要望が寄せられていたところ。しかしながら、当時においては、道路の占用許可対象物件として津波避難施設が位置付けられていなかった。そのため、津波発生時における一時的な避難場所の確保の必要性及び地方公共団体等のニーズを踏まえ、道路の構造及び交通に支障が生じない範囲内で、津波避難施設等を道路区域内に設置することが可能となるよう、津波避難施設を占用許可対象物件へ追加するために、占用許可対象

物件を定めている規制を緩和することが必要とされていた。

事前評価後、南海トラフ地震に対応した津波避難施設の設置が求められるなど上記の課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

(1) 太陽光発電設備等について

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、民間事業者が、引き続き、道路区域内に太陽光発電設備等を設置することができないために、再生可能エネルギー発電の導入が促進されない状況が発生することを想定していた。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

(2) 津波避難施設について

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、地方公共団体等が、引き続き、道路区域内に津波避難施設を設置することができないために、津波避難施設の指定・設置が進まない状況が発生することを想定していた。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

(1) 太陽光発電設備等について

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電の導入促進のため、民間事業者による太陽光発電設備等の設置環境の整備促進を目的とする当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(2) 津波避難施設について

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。津波による浸水が想定される地域において、津波による被害を防止するため、地方公共団体等による津波避難施設の設置環境の整備促進を目的とする当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

(1) 太陽光発電設備等について

平成30年4月1日現在、直轄国道区間において、太陽光発電設備等は16件占用許可されており、占用許可を申請する際の資料作成等の費用が発生している。加えて、事前評価書において、記載されていなかった費用として、占用許可を受けて太陽光発電設備等を設置することに伴う占用料

が発生している。

しかしながら、占用許可申請の際の資料作成等の費用は、申請する太陽光発電設備等の規模、占用予定の道路区域、工事の方法により異なることからその定量的な把握は困難であり、既存の占用許可物件の占用許可を申請する際の資料作成等の費用と異なるものではない。

また、占用料については、道路法施行令等で規定されているものであり、占用許可を受けた者もあらかじめ承知の上、占用許可申請を行ったものと考えられる。

なお、上記16件の占用許可に伴い発生している年間占用料は、合計約8万円である。

以上のことからいずれの費用も軽微であり、事前評価時の想定と大きな乖離はない。

(2) 津波避難施設について

平成30年4月1日現在、直轄国道区間において、津波避難施設は1件占用許可されており、占用許可を申請する際の資料作成等の費用が発生しているが、申請書1枚、添付図面10枚であり、同申請は既存の資料で作成可能なことから軽微である。しかしながら、占用許可申請の際の資料作成等の費用は、申請する津波避難施設の規模、占用予定の道路区域、工事の方法により異なることからその定量的な把握は困難であり、既存の占用許可物件の占用許可を申請する際の資料作成等の費用と異なるものではない。

なお、事前評価書において記載されていなかった費用として、占用許可を受けて津波避難施設を設置することに伴う占用料の発生については、上記1件の設置主体が地方公共団体であるため、発生していない。

以上のことからいずれの費用も軽微であり、事前評価時の想定と大きな乖離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

(1) 太陽光発電設備等について

平成30年4月1日現在、直轄国道区間において、16件占用許可されているが、増加した事務は既存の体制で処理されており、発生した行政費用は軽微であり、事前評価時の想定と乖離はない。また、関係する基準等の設定に要する費用についても、国が負担することとなるが、基準等の設定・改定は頻繁に生じるものではないことから、事前評価時の想定と乖離はない。

(2) 津波避難施設について

平成30年4月1日現在、直轄国道区間において、1件占用許可されているが、増加した事務は既存の体制で処理されており、発生した行政費用は軽微であり、事前評価時の想定と乖離はない。また、関係する基準等の設定に要する費用についても、国が負担することとなるが、基準等の設定・改定は頻繁に生じるものではないことから、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

(1) 太陽光発電設備等について

平成30年4月1日現在、直轄国道区間において、太陽光発電設備等は16件占用許可され、許可されたそれぞれの箇所において、再生可能エネルギー発電の導入の促進と道路構造の保全及び交通安全との調和が図られるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果については、個々の設備の規模及び設置場所における道路構造・交通量の状況により、実現される効果が異なってくることから、定量的把握は困難である。

(2) 津波避難施設について

平成30年4月1日現在、直轄国道区間において、津波避難施設は1件占用許可され、地域住民等の津波からの一時的な避難場所の確保と道路構造の保全及び交通安全との調和が図られるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果については、個々の設備の規模及び設置場所における道路構造・交通量状況により実現される効果が異なってくることから、定量的把握は困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のとおり、当該規制の緩和の効果については、太陽光発電設備等及び津波避難施設ともに、定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制の緩和による、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

直轄国道区間においては、太陽光発電設備等については、16件、津波避難施設については、1件占用許可されている。当該規制の緩和に係る費用として、占用許可申請費用及び太陽光発電設備等については当該施設の設置に伴う占用料という遵守費用、占用許可に係る事務費用及び関係する基準の設定に要する費用という行政費用が発生しているものの、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。なお、事前評価書において記載されていなかった費用である施設の設置に伴う占用料については、占用許可を受けた者もあらかじめ承知の上、これらの費用を負担することを加味しても、太陽光発電設備等及び津波避難施設を設置することに利益を有すると考えているため、占用許可申請をしてきていると考えられる。

一方、当該規制の緩和に係る効果として、再生可能エネルギー発電の導入の促進、地域住民等の津波からの一時的な避難場所の確保と道路構造の保全及び交通安全との調和が図られるという効果が発生している。

なお、これらの費用や効果は直轄国道区間におけるものであり、それ以外は把握していないところであるが、直轄国道区間以外の道路区間においても申請手続や事務処理は同じであり、申請があれば同様の費用や効果が発生していることとなる。

現時点の効果に加えて、事前評価時点から続く社会経済情勢に鑑み、今後も引き続き当該施設

の設置が求められていくこと等を踏まえると、費用と効果の比較において、効果が費用を上回るものであり、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。